

災害時協力井戸登録制度を開始します！

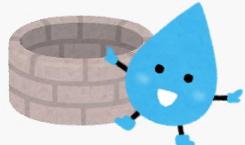


大規模災害発生時には、広域的な断水により水道が復旧するまで、多くの時間を要することが想定されます。

「災害時協力井戸登録制度」は、こうした事態に備え、地域にある井戸を水道が復旧するまでの代わりの水源として登録し、災害発生時は近隣住民の方などに井戸水を「飲用以外」のトイレや清掃などに使用する「生活用水」として無償でご提供いただく制度です。

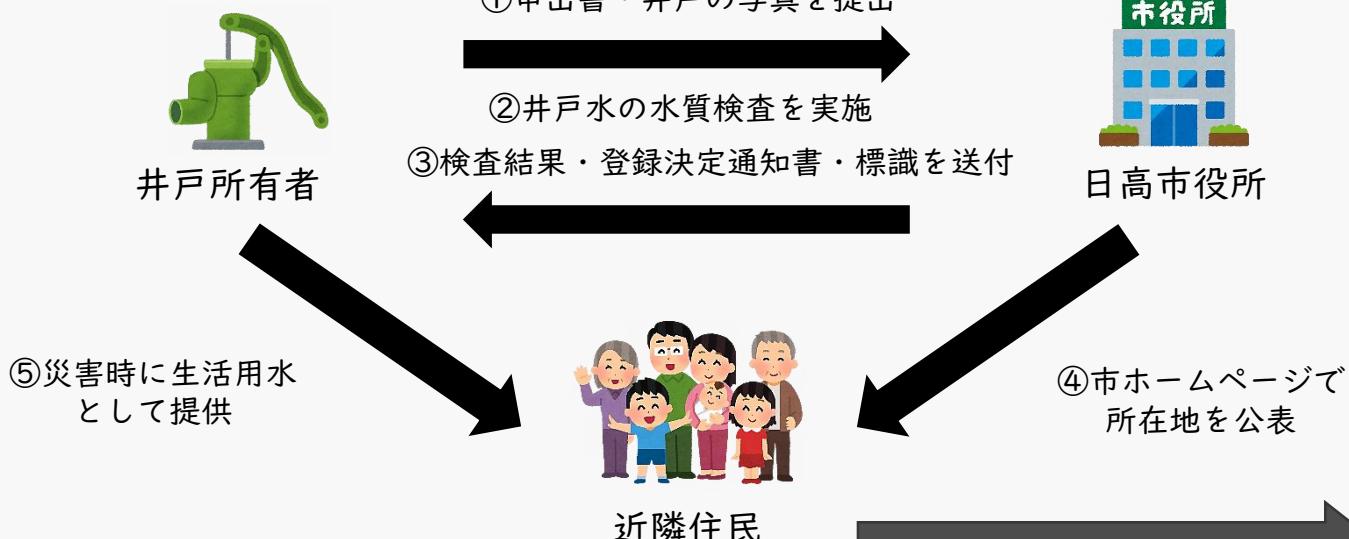
登録できる井戸

- 市内にあり、個人が所有していること
- 常用されており、今後も引き続き使用する予定であること
- 災害時に近隣住民の方などに生活用水として、井戸水の無償提供が可能であること
- 井戸の位置情報（所在地のみ）を市ホームページで公表できること



※位置情報については、大規模災害発生時に迅速に利用できるよう、平時からの公表を予定しています。災害時の公表をご希望される方は、登録申出の際に職員へお伝えください。

登録方法





ご登録にあたっての留意事項

- 井戸水の提供に係る費用（電気代・維持管理費用）は、井戸所有者の方のご負担となります。
- 災害時協力井戸の利用により、利用者の身体・財産に被害が生じた場合であっても、井戸所有者の方は故意による場合を除き、その責任を負いません。
- 災害発生時の井戸水の提供開始は、市から井戸所有者の方へ個別に要請をするものではありません。井戸所有者の方の判断で提供を開始していただきます。
- 万一、提供時に井戸を壊されてしまった等のトラブルが発生した際は、井戸所有者の方と利用者の方で協議の上、解決していただきます。



ご利用にあたっての注意事項

- 災害時協力井戸は、水道施設が利用できない大規模災害時に限られ、井戸所有者の方が提供を開始したときから利用できます。
- 利用時間は、井戸所有者の方から承諾が得られた場合を除き、日中に限ります。利用にあたっては、井戸所有者の方のご厚意によるものであることに十分留意し、利用者の方は、井戸所有者の方の指示に従ってください。
- 井戸水の利用によって、利用者の方の身体・財産に被害が生じた場合であっても自己責任となります。
- 井戸所有者の方は、故意による場合を除き、その責任を負いません。

※飲み水としての利用はできません



災害時協力井戸



登録番号第1号

この井戸は所有者の方のご厚意で提供されています。
取り扱いには十分注意してください。

※飲用ではありません
※Do Not Drink



日高市



災害時協力井戸標識

災害時協力井戸として利用できる
給水口付近にはこのような標識が
掲示されています。

市ホームページはこちら→



問合せ先 日高市 総務部 危機管理課
防災・消防担当
TEL 042-989-2111 (代表)